

千葉県環境審議会 企画政策部会
議 事 録

日時 平成27年1月23日(金)

午前10時から11時まで

場所 ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花

目 次

1. 開会	1
2. 環境生活部長あいさつ	1
3. 委員紹介	2
4. 企画政策部会長あいさつ	2
5. 議事	2
(1) 審議事項	
千葉県環境基本計画の見直しについて	3
6. その他	16
7. 閉会	16

1 開 会

司会 定刻になりましたので、ただいまから、千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、千葉県環境生活部環境政策課の小沢と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず「次第」、次に「座席表」、続きまして「委員名簿」。

続きまして「資料1 パブリックコメントなどの実施結果について」、「資料2 審議会などの意見への対応について」。資料1と資料2は、事前に送付させていただいたものです。「資料3 前回の企画政策部会で頂いた要望等のご意見について」。

参考資料といたしまして、「千葉県環境基本計画〔改訂版〕(案)」「千葉県環境審議会関係法令等」を付けさせていただきます。

不足等がございましたら、事務局にお申し付けください。

本日は、委員総数10名に対し、現時点で7名の委員のご出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規定第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、傍聴人がおりますので、入室します。

(傍聴人 入室)

2 環境生活部長あいさつ

司会 開会に当たりまして、千葉県環境生活部 中島部長からごあいさつ申し上げます。

環境生活部長 皆様。おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、千葉県環境審議会企画政策部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題としましては、前回、昨年10月31日に開催させていただきました部会において、「千葉県環境基本計画の見直し」ということで付議させていただきましたけれども、引き続き、このテーマについて、ご議論いただきたいと思ってい

ます。

今日の部会では、前回頂きましたご意見ですとか、昨年の11月から12月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。その際に寄せられた意見などを踏まえて、新たな修正事項を盛り込みましたので、そういった所をご議論いただければ、と思っております。

委員の皆様方には、ぜひ忌憚のないご意見を頂きまして、審議をいただくようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

3 委員紹介

司会 なお、誠に恐縮ですが、部長は11時半から別の会議があり、中座させていただきたいと思っておりますので、事前にご了解賜りたいと思っております。

次に、本日出席の委員の皆様のご紹介ですが、申し訳ございませんが、お手元の委員名簿をもってご紹介に変えさせていただきます。

なお、池辺委員におかれましては到着が遅れています。

また、亀田委員、木原委員におかれましては、所用により本日はご欠席との連絡を受けております。

4 企画政策部会長あいさつ

司会 それでは、審議に入るにあたり、榛澤部会長にご挨拶を頂きたいと存じます。

榛澤部会長 本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

先ほど、部長さんからお話がありましたとおり、本日の議題は、前回会議から引き続きまして、県から諮問を受けました「千葉県環境基本計画の見直し」について、となります。

本日の審議結果をもちまして、県への答申に向けた会長への報告としたいと考えておりますので、委員の皆様方には、忌憚のないご意見よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、終わりにさせていただきます。

司会 どうもありがとうございました。

5 議 事

司会 それでは、これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきまして

は、「千葉県行政組織条例第33条」の規定により、榛澤部会長にお願いいたします。
榛澤部会長　では、座って進行させていただきます。

それでは、これより千葉県環境審議会企画政策部会の議事に入りたいと思いますが、議事に先立ちまして、議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、瀧委員と桑波田委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

(1) 審議事項

千葉県環境基本計画の見直しについて

榛澤部会長　それでは、議事に入ります。

本日の議題は、前回から審議を継続しています、「千葉県環境基本計画の見直しについて」でございます。

前回の部会において委員の皆様から頂いたご意見と、また、パブリックコメントを頂きましたのに対しまして、県の対応がございますので、それにつきまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

神部環境政策課政策室長　環境政策課政策室長の神部と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

初めに資料1「パブリックコメントなどの実施結果について」をご覧ください。

前回10月31日にご審議いただきました見直しにつきまして、パブリックコメント及び市町村への意見照会を行いました。

その結果の概要ですが、2の「パブリックコメントの実施結果」といたしまして、11月13日～12月12日の1カ月間（パブリックコメントを）行いました。その結果ですが、意見の提出者3名の方から延べ11件のご意見を頂きました。意見があったテーマとして主なものとしては、「温室効果ガスの排出量削減」、「良好な大気環境の確保」に係るものでございます。

次に3の「市町村への意見照会の実施結果」ですが、パブリックコメントと同じく、11月13日～12月12日を期限に（意見照会を）実施いたしました。意見の提出状況ですが5市から延べ27件の意見がございました。意見があった主なテーマですが、「良好な地質環境の保全」、「温室効果ガスの排出量削減」、「騒音・振動・悪臭の防止」、「放射性物質による環境汚染への対応」、「オゾン層保護のためのフロン対策」、「良好な大気環境の確保」等ございました。

続きましてA3の資料2「審議会などの意見への対応について」をご覧ください。

ただ今のパブリックコメントの意見及び前回の審議会の委員からの意見、また県議会からのご意見等、あわせて44項目のご意見を頂きました。そのうち18項目につきまして、この環境基本計画の見直しにおける修正を加えたいと考えております。その修正を加えたいと考えております18項目についてご説明をさせていただきます。

初めに2ページをお開きください。一番左の6番、一番上の段です。これは温室効果ガスの排出量削減をテーマに書かれたご意見でございます。

1990年比で2011年の部門別二酸化炭素排出量の増加が最も大きかったのは民生部門業務系であり、家庭での二酸化炭素排出量削減は重要であることから、県の施策展開の中の2「家庭生活における二酸化炭素排出削減対策の推進」に「千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業により住宅用省エネルギー設備等の導入を支援します。」を加えることを提案します。というご意見を頂きました。

この千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業についてご説明させていただきたいのですが、県では県民の方々の住宅に、蓄電池、エネファーム、HEMS（ヘムス）、太陽光発電など省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を備え付けた場合に市町村を經由した補助を行っております。

この事業についても加えたらというご意見を頂きましたので、右になりますが、このご意見を踏まえまして、「省エネルギー設備等の導入支援などにより」という文言を加えたいと思っております。

次に、その下の7番です。省エネ機器や各種の支援制度については、専門知識が必要であり、関係する機関・団体との連携が重要であるので、県の施策展開の3「事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進」にある「省エネ機器や各種の支援制度についての情報を提供し、事業所における省エネルギー型設備・生産工程の導入などの対策を促進します。」に「関係機関・団体と連携・協議し、情報提供するとともに」を追記することを提案します。というご意見を頂きました。

この意見を踏まえまして右のアンダーラインの部分ですが、「関係機関・団体等と連携し」という部分と、「情報を提供するとともに」という文言の修正を加えたいと考えております。

次に、その1番下の9番の欄をご覧ください。既存エネルギーの高度利用、省エネルギー設備の整備を支援するため、3編1章1節の県の施策展開の5「再生可能エネルギーの導入促進等」に「省エネ機器や各種の支援制度について、関係機関・団体等と連携・協議し、情報提供すると共に、既存エネルギーの高度利用、効率化およびこれらに係る技術開発支援を行います」を追記することを提案します。というご意見を頂きました。

この内容につきましては、県で平成20年3月に「新エネルギー等の導入促進に向けた県の当面の推進方策」というのを定めておりました、その中でうたっていることがらでございますので、より具体的にわかりやすくという観点で、右の欄にございますように、この項目も追記したいと考えております。

次に3ページをご覧ください。上の段の10番と11番ですが、県が率先して行動することで温室効果ガスの削減が進むと考えるので、県の施策展開の6「県自らの率先行動の推進」に以下を追記することを提案します。「県有施設の新築・改修および設備更新に当たっては、再生可能エネルギーや省エネルギーシステムの導入を進めます。」ということで具体的な2項目。また、近年、ESCO（エスコ）以外にも、多様なエネルギーサービスが提供されていることから、「県の施設の新築、改修に当たっては、ESCO事業の導入も視野に入れ、率先して省エネルギー化を推進します。」の「ESCO事業」を「ESCO事業などのエネルギーサービス」とすることを提案します。というご意見を頂きました。

これらの意見を踏まえまして、「ESCO事業の導入等も視野に入れ、率先して省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を検討します。」という文言を加えたいと思っています。

続きまして5ページをお開きください。オゾン層保護のためのフロン対策という項目について頂いたご意見です。改正フロン法の記述が19年10月とあるが、その後25年6月に改正され、27年4月に改正フロン法が全面施行されることとなっている。これは予定でございますが。法改正により、法律の名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」になっており、目的もオゾン層の破壊に影響するCFCから、高い温室効果を持つHFC、いわゆる代替フロン等の排出量急増対策にシフトしている。このことに留意した説明書きとする必要があるので、改めるべき。というご意見を頂きました。

この頂きましたご意見を踏まえまして、以下のとおり修正したいと考えております。

まず、2重マルの現況と課題の中で、「回収率は3割程度に留まっていることに加え、機器使用時の漏れもあるほか、高い温室効果を持つフロン類（HFC）の排出量も急増しています。このため、フロン類のライフサイクル全体で対策を講じるべく、フロン類及びフロン使用製品のメーカー等や業務用冷凍空調機器の管理者に対して、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を求めること等を目的として、25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン排出抑制法となりました。現時点では27年4月施行予定となっています。地球環境保全の観点から、地球温暖化防止の文言を加えまして、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を図っていく

必要があります。」

みんなの行動指針の中の「事業者」に、新たに2項目。「フロン類の製造・輸入業者は、温室効果の低いフロン類等の製造などフロン類の使用の合理化に取り組みます。」「フロン類使用製品の製造・輸入業者は、製品のノンフロン化や温室効果の低い冷媒への転換に取り組みます。」という2項目を加えます。

また、県の行動指針の中の2つめのマルですが、名称変更による「フロン排出抑制法」、また新たに、フロンの適正な充填処理の推進というのを盛り込ませましたので、それを加え、また1項目、「フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要に応じて指導等を行います。」を加えたいと思います。

また2重マル、県の施策展開の中で、「フロン類の管理の適正化」という表現にいたしまして、ここでも「フロン類の適正な充填」という文言を加えました。また、下の「フロン類充填事業者等の登録」という内容も付け加えました。またその下の「フロン類充填業者等への立入検査」を加えました。また最後に1項目、「フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要に応じて指導等を行います。」を加えたいと思います。

続きまして、6ページをお開きください。17番。生物多様性保全に向けた総合的施策展開の中で、みんなの行動指針「市町村」の欄に「地域で行う生物多様性の保全活動に関する情報提供を行い活動への参加を促進するなど支援します」とあるが、情報提供や支援が、誰を対象にしたものなのかが不明瞭なので、対象を明記してはいかがか。という意見を頂きました。

それを受けまして、「住民、市民活動団体、事業者、教育機関等を対象に、情報提供を行い、参加や連携を促進するなど支援します。」に改めたいと思います。

続きまして7ページをお開きください。18番ですが、野生生物の保護と管理ということで、県議会で「ニホンザルとアカゲザルとの交雑対策に取り組むべき」というご意見を頂きました。県といたしましては、これまでもニホンザルとアカゲザルの交雑対策には取り組んできたところですが、平成26年6月に国におきまして、このニホンザルとアカゲザルとの交雑種が特定外来生物に指定されました。そのため交雑種も外来種対策に含まれるということで、より明確にしたいという修正を加えたいと思っております。右の欄をご覧ください。

まず、現況と課題の中で、アカゲザルの中に「交雑種を含む」、その下の県の施策展開、外来種対策等の推進においても、アカゲザル、かつこ「交雑種を含む」。また3の野生鳥獣の保護管理については、「加えて、ニホンザルについては、アカゲザルとの交雑対策に取り組みます。」ということを確認に記載したいと思います。

続きまして8ページをお開きください。バイオマス利活用の推進というテーマで21番になります。県の施策展開の中の、バイオマス製品の利用の促進（出口対策）にある「低リサイクル食品残さ」という言葉がわかりにくい。というご意見を頂きまして、次のとおりに修正したいと思います。

「調理残さなどリサイクル率の低い食品残さについて、農家と連携したエコフードの品質確保に向けた取組を行います。」にしたいと思います。

続きまして9ページをご覧ください。良好な大気環境の確保に関するものです。まず24番ですが、前回の審議会で、PM2.5は、PM10が小さくなったもので、施策の継続性が分かるように書いた方がよい。ということで。この計画の中では、施策については書いていたのですが、この右側の現況と課題で、「新たな課題である」と書いてしまっているのをそれを削除いたしまして、「21年9月に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）については」という表現に改めたいと思います。

またその下の25番です。燃料電池車が究極の低公害車と言われていることから、県公用車に率先導入することが望ましいことから、県の施策展開の2.自動車排出ガス対策の推進の「天然ガス自動車、電気自動車等の低公害車や低燃費車を普及促進するため、県公用車に率先導入するとともに、民間事業者における導入を支援します。」の冒頭に「燃料電池車」を追記することを提案します。というご意見を頂きました。

このご意見を踏まえまして、「なお、燃料電池車についても、県公用車への導入を図っていきます。」という表現に改めたいと思います。

続きまして、その下の26、27番です。表記を簡潔にし、住民の理解を得られるようにするため、県の施策展開の5、PM2.5に対する取組の「当日早朝から午前にかけてのPM2.5濃度から、」削除すべきである。また、TV・ラジオなどの広報媒体の使用を念頭に置き、周知方法についても検討することにより、住民の理解を得られるようにするため、「周知方法」も併せて検討すべきである。という意見を頂きました。

頂きましたご意見を踏まえまして、PM2.5に対する取組につきましては、「当日午前中のPM2.5濃度から、高濃度になるおそれがあると判断される日は、メールの配信、市町村等を通じた広報、県ホームページへの掲載、テレビへの情報提供により、住民に注意を呼びかけます。」という、まず新たにテレビへの情報提供を行っていることから、具体的にテレビへの情報提供という項目を加えるとともに、より速報性のあるものの順番、メールの配信、市町村等を通じた広報、県ホームページへの掲載、テレビへの情報提供という順番に並べ変えを行いたいと思っていま

す。

続きまして10ページをお開きください。騒音・振動・悪臭の防止に関するご意見等です。29番ですが、みんなの行動指針「県民（家庭）」欄の騒音発生源の例示について、対象となる騒音を追加し、住民の理解を得られるようにするため、「ピアノ」とあるのを「ピアノをはじめとする楽器の演奏」に変更すべきである。というご意見を頂きました。

ピアノだけを悪者にする事のないような観点を踏まえまして、「ピアノ等の楽器」という手直しをしたいと思います。

その下の30番です。みんなの行動指針「事業者」欄に、実行可能である事業者の行動指針として、以下の例示を追加すべきである。「駐車場や建設工事現場でのアイドリングストップの励行」「住宅街での拡声器や飲食店カラオケなどの音量低下」というご意見を頂きました。

これにつきまして、まず、アイドリングストップの実施につきましては、事業者だけでなく、自動車を運転する者全てが対象となるため、「県民（家庭）」の部分も同様に「アイドリングストップの実施」を追加したいと思います。また、もう一つの拡声器の使用等に係るものですが、この規制については、各市町村の環境保全条例等で行われております。この（事業者の行動）指針の中の1項目目に、「騒音規制法等の規制基準を順守し」という規定がございまして、そちらに含まれることから、こちらは原案どおりにしたいと考えています。

続きまして、11ページをお開きください。良好な水環境の保全に関するご意見です。

32番ですが、「計画の進捗を表す指標」を表す表中に、「東京湾の環境基準達成率」とあるが、対象となる物質名を記載してほしいというご意見を頂きました。

この意見を踏まえまして、「印旛沼の水質」と「手賀沼の水質」と「東京湾の環境基準達成率」について、「COD」という物質を明記しました。

続きまして、12ページをお開きください。良好な地質環境の保全に関するご意見ですが、1番上の36番と37番でございます。

みんなの行動指針「県」欄は、現在の取組、県による補助制度を記載すべきであること。また、原因者負担の原則に基づいて、まずは、汚染原因者や土地所有者による浄化が求められることから、「市町村の行う浄化対策に対して」は、「県との協議に基づき市町村が浄化対策を行う場合、市町村に対して支援をする」にすべきである。

また、37番といたしまして、県の施策展開の「2. 地下水保全対策・土壌汚染対策の推進（3）汚染地下水の浄化対策の推進」は、現在の県の取組、市町村への

技術的・財政的支援、事業者による浄化に対する県の技術的助言などを記載すべきと考えるので、「市町村が実施する」を「県との協議に基づく浄化対策を実施する場合、」に修正すべきであるというご意見を頂きました。

まずは、補助制度についてなんですが、補助金、財政的支援は、地下水汚染防止対策事業補助金交付要綱の基準に合致する場合に、予算の範囲内で交付することとしています。また、技術的支援についても市町村から要望があれば、協議等踏まえず実施しているところですので、みんなの行動指針の欄（参考資料：千葉県環境基本計画〔改訂版〕（案）91ページ）は、原案どおりにさせていただきたいと思います。

ただし、県の施策展開（同上92ページ）については、現在の取り組みを記載すべきであるというご意見を踏まえて、より具体的に、判りやすく記載するということで、下の段に記載されているように、より具体的に「事業者が実施する浄化対策への助言や、市町村が実施する浄化対策への技術的・財政的支援を行います。」に改めたいと思います。

最後に13ページをご覧ください。環境学習の推進。44番になります。

前回の審議会で頂きましたご意見ですが、環境学習の参加者数が現況16,841人であるのに対し、目標17,000人以上としているのは、物足りないのではないかとのご意見を頂きました。

これにつきましては、「ちばCO2CO2ダイエット出前講座」など基準年度、17年度より後に開始した行事の参加者数、25年度実績で言いますと7,395人になりますが、これらも含めることとして、1万人を上乗せし目標を27,000人以上として、下のとおりに修正したいと考えております。

次に、資料3をご覧ください。A4の1枚です。

「前回の企画政策部会で頂いた要望等のご意見について」という資料ですが、これにつきましては、前回の企画政策部会で頂いた要望等のご意見を纏めております。

これらのご意見につきましては、今後の環境基本計画の策定や県の施策の検討に当たり参考にさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

榛澤部会長 はい。どうも、ごくろうさまでございました。

では、今のご説明に対しまして、委員の方からご意見をお伺いしたいと思います。滝委員の方から何かございますか。

滝委員 （資料2）26、27番で、最近、テレビだけじゃなくて、ラジオが結構、人気があるという話を伺っていますので、テレビだけでなく、ラジオということも、名前を入れるならば、そういうふうにした方がよろしいんじゃないかなと感じまし

た。

前に遡りますが、（資料2）17番のみんなの行動指針の所で、「住民」というのは、当然、千葉県民すべてを含むのでしょうか、
「県民」と入れると、県の（計画）という感じがするのかなと感じました。

私が今感じた所はそんなところです。

榛澤部会長 はい、どうもありがとうございました。今の意見に対して事務局からどうぞ。

神部環境政策課政策室長 まず、26、27番は、報道広報課でやっておりまして、今日はこの場には来ていないのですが、戻りまして、ラジオも入れられるか確認をします。入れられるようであれば、追加させていただきたいと思います。場合によっては、検討課題として、ここには入れられませんが、検討していくということになってしまうかもしれません。

榛澤部会長 ドライバーなんかですと、FMやAMを聞いていますよね。そういったことを念頭に置いていただければ、ということで仰っているので、よろしく願います。

神部環境政策課政策室長 判りました。

もう一点の17番ですが、市町村の「みんなの行動指針」なので。最初は、「県民」も考えたのですが、市町村の行動指針とすると、同じなのですが、
「住民」とした方がよいのかなということで、「住民」と記載させていただいたので、いかがでしょうか。

滝委員 了解しました。

榛澤部会長 よろしいですか。はい。どうもありがとうございました。

では、佐々木委員の方からよろしく願います。

佐々木委員 全般的には、特段の意見はないのですが、細かい点で、まず、（資料2）15番の所ですね。

オゾン層の話ですけども、対応の修正後の方で、（「◎現況と課題」で）「地球温暖化防止及びオゾン層保護は重要であり、」というのがありますけども、最近は、「防止」でなく「緩和」という言葉を使うかなという気がしました。「地球温暖化の緩和」にした方が普通かなと気がしました。

もう一点は、（資料2）25番の所です。ここはちょっと確認ですけども、燃料電池車については、最後に付け加えたような感じになっていますけども、これは、現段階では、高額であるということで、率先導入というところまでは、行っていない、そういう理解でよろしいでしょうか。そうであれば、このままで結構です。

榛澤部会長 はい。どうもありがとうございました。

事務局から何か付け加えることはありますか。

神部環境政策課政策室長 25番は佐々木委員のおっしゃったとおり、今、検討をしているところで、12月に市販されたばかりということもありまして、率先導入とまでは、書きづらいなというところがございます。

森環境政策課副課長 (15番について) ご指摘のとおり、フロン類の関係ですと温暖化防止に寄与するということで、緩和ということになりますので、そういった方向で修正するという対応していきたいと思います。

榛澤部会長 はい。佐々木委員、よろしいでしょうか。

倉坂委員、よろしくお願ひいたします。

倉坂委員 ちょっと、大きめな所が二つあります。

一つは、前回、私の方から指摘をした、第1編の一番初めの基本認識の所なのですが、これも、まったく今変わっていない案が出てきたのかなと思ったのですが、前回、震災が挟まって、かなり大きな影響を環境政策に与えているはずなので、そこについて、なんらか基本認識の所を改訂する必要があるのではないかという意見を申し上げてですね、これについては、ご回答としても、見直しの背景とかをキチンと基本計画の冊子の中に記載するよう考えておりますというご回答を前回頂いているにも拘らず、ここが変わってなくて、ちょっとびっくりしているのが一つです。

二つ目ですが、再生可能エネルギーの所ですね。こちらについて、細かい指摘の所のさておき、(参考資料)22ページの所の導入量の規定の仕方ですね。「再生可能エネルギー発電設備導入量」という形になっていると。これだと、電気だけやりますというメッセージを与えてしまう訳です。再生可能エネルギーで、特に、地方レベルでは、熱についても一緒にやる必要がある。

だから、せめて、これをMW(メガワット)でなくて、設備量から得られる電力量にして、それをJ(ジュール)に換算して、タイトルとしては、再生可能エネルギー「発電」の2文字をとって、再生可能エネルギー設備導入量と。中身としては、太陽光発電とその他の設備の導入量というかたちで。レベルとしては、これはかなり不満はあるのですが、認定されたものと計画されたもので積み上げてますから、前回申し上げたように、高い目標になっていないのですね。レジ袋のような、80%みたいな。そんなものと、かなり違う形で、県が施策をやらなくても出来るような所しか書いてないのですね。これは、かなり不満なのですが、せめて枠として、発電だけでなく、全体を推進していますという、そういう風に読めるように変えてもらえないかなと。これが、悪いメッセージを与えることになるんじゃないかなということですね。

(参考資料)20ページの方には、太陽熱利用についても書いてあります。ここ

は、今の二つに比べて、細かい話ですが、太陽熱利用についてある文章については、「自然エネルギー」と書いてある。これを「再生可能エネルギー」に変えていただきたい。自然エネルギーと再生可能エネルギーと二つ書いてあるのはおかしいですし、太陽熱利用が再生可能エネルギーに入っているとちゃんと書かなければならない。

ここは、文章表現として、自然エネルギーを再生可能エネルギーに変えていただきたいと思いますし、この導入量の枠についても、「発電」の2文字を取れてジュール換算で書けるように、レベルについてはこのままでいいと思いますけれども、その修正はできないでしょうか。

榛澤部会長 事務局よろしくお願ひします。

神部環境政策課政策室長 ジュール換算の方は、注記といたしますか、計算式で数字的なものは、記載が可能です。検討できると思います。

「発電」を取ると、再生可能エネルギー設備導入量という表現で分かりにくくなってしまわないかなど。

倉坂委員 そこは、全然違うのですね。太陽光発電設備の導入が増えているのも国の施策なのですね。

本当は、県だし、地方らしい施策をやると。その中で、熱の施策もちゃんと頑張ってもらいたいと思うのです。こう書くと、県としても熱については重要視していないですよ。資料2の答弁自体もですね、重点を置いているのは電気だと書いてあるのですね。それ自体、正してもらいたい。地方自治体らしい施策として、国がやっていない所をやっていただきたい訳ですね。それが熱だと思うのです。国の施策で進んでいる所だけを積み上げて、それで目標設定してですね、熱については、頑張りませんというメッセージがこの計画の中に出してしまうということは、この計画の策定手続きに委員として私も参加しているのですから、堪えきれないです。

榛澤部会長 今ご指摘の所は、資料3の第1章の一番下に書いてあることに対してなのですね。

今、即答はできないと思いますので、もう一回検討していただけたらいかと思うのですが、その点どうでしょうか。

神部環境政策課政策室長 検討させていただきたいと思います。

榛澤部会長 なるべく、倉坂委員の意向を踏まえて行きたいと思いますので、その点よろしくお願ひします。

神部環境政策課政策室長 一点目の、見直しの背景が入っていないということにつきましては、これは、非常に重要なことなので、この今お示ししている基本計画は、案の形でしかお示していないのですが、これを冊子として出すときに、いわゆる巻頭

言という形で、知事の方からのメッセージとして、千葉県環境基本計画の見直しにあたってという、1ページびっしり書くような、前文といったものが入ります。その中で触れようと思っておりました。

今の段階では、中での調整がございまして、今日のところは、その前文をお示しできなかったのも、先生の方で、全く反映されていないと思われてしまったのも、ごもっともなのですが、知事名による前文で、今回の見直しの考え方とか背景を盛り込みたいと考えております。

榛澤部会長 事務局がおっしゃるように、後から付け足しまして、倉坂委員へは返答したいと思います。よろしいでしょうか。なるべく意に沿うようにしていきたいと思いますが。今の版ですと、知事の方向性などが書いてあるものです。

倉坂委員 改訂版の本文の、例えば、第1編5「計画期間」の後に改訂版についての何か付言を入れるとか。何か環境基本計画として冊子になって、冊子も巻頭言になるかもしれないけれども、かなり重要な背景の変化があったのですから、そこを本体に書くのはおかしいことではないですし、逆に必要なことなのかなと思って。それこそ、本体で書いた方が判りやすいのかなと思います。

榛澤部会長 はい。先生のご意向はよく判りました。どうもありがとうございました。では、小関委員よろしく願いいたします。

小関委員 全体につきまして、私は特に意見はございません。

先ほども、ご意見が出ましたけども、(資料2)25番の燃料電池車ですね。

千葉県は、先進的なことをされると、私も認識しておるのですが、この燃料電池車について尻込みされるのは、らしくないと思うので、もう少し前面に出されたらどうかと思います。

榛澤部会長 はい、その点について、事務局どうでしょうか。

神部環境政策課政策室長 県公用車に導入を図っていきますと、ご意見を頂いて、割と思い切って書いたつもりなのですが。

小関委員 他の都道府県は、発注を何百台だとか、そういうニュースが流れている中で、どうかと思った。また、県としては、私の知る所では、PM2.5など先駆的な取り組みをされているので、そういう所と比べると、尻込みされているのかなと感じた次第です。

神部環境政策課政策室長 予算折衝は、財政当局としているところです。

榛澤部会長 はい。よろしいでしょうか。

桑波田委員よろしく願いいたします。

桑波田委員 私も、全体的なお答えに関しては特にありません。ただ、今、倉坂先生のおっしゃった再生エネルギーの部分の熱エネルギーを加えての所は、市町村の検討

の中にも入ってきますので、是非検討していただきたいと思います。

もう一つは、書き方の問題かなと思いますが、（資料2）32番の所なのですが、計画の進捗を表す指標ということで、印旛沼、手賀沼と書いてありまして、現状はCODの数値が入っておりまして、その隣は目標年度ということで、本体（参考資料「千葉県環境基本計画〔改訂版〕（案）」）の89ページの表の星印に目標値が出ているので、できましたら、この目標値も目標年度の中に入れば、表として見やすいのかなと思いました。

榛澤部会長 はい、どうもありがとうございました。

事務局何か加えることがございましたら。

神部環境政策課政策室長 検討させていただきます。

榛澤部会長 はい、よろしゅうございますでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

飯田委員どうぞ。特にございませんでしょうか。

飯田委員 はい。

榛澤部会長 これで、一巡したわけですが、その間にご意見が新たにありましたら。滝委員の方にふらしていただきますけども。

滝委員 最近、年号の使い方、和暦と西暦がごちゃに使っていますので、例えば、桑波田委員の所（資料2 32番）で18年度と書いてある。2018年度なのか、よくよく考えれば、わかるのですが、考えなくてもわかるようにした方がよい。

小沢主幹（環境政策課）（参考資料の）表紙に書いたりとか。広報版になれば、必ず見落としのない所に、和暦の場合は基本的には省略しますと注記したいと考えています。全てに和暦を書くと沢山出てきてしまうので分かりづらくなるのかなと。

榛澤部会長 その点の所は、事務局と私とで話をさせていただくということで、よろしいですか。本当を言えば、一般の方からしたら、表記は両方してあった方がよいだろうと思いますので、どっちかに統一させていただきます。注意書きで書いてありますからといっても通りませんので、その点については事務局と整理させていただきます。

滝委員 途中から読む人もいますので、どこかに書いてあるのでは、ちょっと思いました。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。

他に。佐々木委員、何かございますか。

佐々木委員 ここに出てないものでも。

榛澤部会長 はい。いいですよ。

佐々木委員 参考資料（千葉県環境基本計画〔改訂版〕（案））の方を今、拝見してい

ますが、42ページ、43ページ当たりの湖沼・沿岸域の保全と活用の辺りでございまして、私の専門が沿岸海域と環境とかやっていますが、この中で、43ページ目の4つ目のポチ「・国及び一都三県との連携を図りつつ、」という所なのですが。この辺りの話と、その次の話と。これは、三番瀬について特出しして記載されているのですが、もし可能であれば、方向として、東京湾の再生のようなものを考えるときに、もう少し、干潟、浅場なども再生をして、つまり、三番瀬だけではなくて、昔あった、そういった場を再生していくような方向で、それによって健全な生態系の再生ですとか、あるいは、最近言われていますけども、江戸前の再興というのでしょうか、漁業資源ですね、そういった所の再興などを目指すとかですね、そういった文言が入るといいかなと思いました。

それと関連しますけど、三番瀬の所では、民間と官が連携・協働してという表現が入っているのですが、今申しました、環境再生とか、そういった所でも、官と民が連携してやっていくような。要は、合意形成を、行政の方だけで普段は考えて、それを民の方に提示してということよりは、官と民と一緒にプランを作っていく。そういう官民連携の動きが今出てきていますので、そういった文言をここに入れていただければいいのかなと思いました。

具体的には、東京湾再生官民連携フォーラムというのが2013年11月に立ちあがってまして、もちろん千葉県の方も入っていますけども、そういった所で上手くやっていると、特に港湾の方で出てくる土砂とか、そういったものを上手く使うと、例えば、それを水産資源の増殖に上手く活かすような、例えば、干潟とかを整備するような話とか、そういったものに繋がって行って、その時には、漁業者などが賛同しないといけませんし、市民もそういったものができる色々な活動ができるので、そういった官民連携のような話が入れるといいかなと思いました。

後、一点、細かい所ですが、（参考資料：千葉県環境基本計画〔改訂版〕（案））85ページの「現況と課題」の四角の中の真ん中あたりに、「しかし、」という所から「水の流動の少ない」と書いてあるのですが、多分「水の交換の少ない」の方が判り易くかなと。流動ですと、流れ自体は普通にありますので、例えば、東京湾などでも流れはありますから、交換の方がいいのではないかなと思いました。

榛澤部会長 はい。貴重なご意見どうもありがとうございました。

倉坂委員、よろしいでしょうか。

倉坂委員 あまり、色々言っても仕方がないのでですけども。先ほどの点、両方よろしくお願ひしますということと。

資料3という形で、聞き置くという形に纏められてしまったのですが、今の佐々木委員の話の中では、三番瀬だけじゃなくてという話がありましたけども、私

の方からは、盤州干潟というような、自然の質から言うと三番瀬以上に保全すべきような、そういったものを千葉県は抱えていますので、佐々木委員のご意見に賛同する所でございます。

その他、資料3に纏めた所もですね、計画に載せる、載せないは別にしてですね、ちゃんと施策を進めてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

榛澤部会長 はい。貴重なご意見ありがとうございました。

小関委員、どうぞ、よろしく願いします。

小関委員 特にございません。

榛澤部会長 桑波田委員、何か他にございますか。ございませんか。飯田委員、何かございませんか。

はい、では委員の先生からのご指摘の所は、事務局と私で精査させていただきまして、皆様方にご報告して、それで纏めるということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同 (了承)

榛澤部会長 どうも、ありがとうございました。

では、事務局。その他で何がございますでしょうか。

6 その他

神部環境政策課政策室長 はい。ありがとうございました。

県といたしましては、今日、色々と頂いたご意見につきまして、榛澤部会長ともご相談をして、また、各委員の皆様のご了解をいただいた上で、年度内に計画の変更決定を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

榛澤部会長 今ですね、事務局からございましたように、かなり委員の先生方も心配しているということでございますので、その点について、もう1回、細かい所も見させていただきまして、皆様方にご相談いたしますので、ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

では、事務局にお返しいたします。

7 閉 会

司会 以上をもちまして、千葉県環境審議会企画政策部会を終了いたします。
長時間のご審議、ありがとうございました。

—以上—